

來議院 第四十三回国会 大蔵委員会 誌録 第四十号

昭和三十八年六月二十七日(木曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 白井莊一君

理事足立

篠郎君 理事鴨田

理事毛利

松平君 理事山中

理事吉田

重延君 理事有馬

理事平岡忠次郎君

理事堀昌雄君

安藤覺君

伊藤五郎君

大久保武雄君

岡田修一君

金子一平君

久保田藤麿君

田澤吉郎君

幸雄君

濱田三郎君

藤枝泉介君

芳賀貢君

佐藤觀次郎君

春日一幸君

武藤山治君

廣瀬利秋君

大藏大臣

田中角榮君

農林大臣

坪野秀男君

出席國務大臣

芳賀貢君

大藏政務次官

原田慈君

大藏事務官

泉美之松君

出席政府委員

佐々木庸一君

す。

○白井委員長 これより会議を開きま

す。 明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に關す

る特別措置法案を議題といたします。

本案につきましては、去る二十五日

委員芳賀貢君辞任につき、その補欠として野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。 員に選任された。

同日

委員野口忠夫君辞任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

員に選任された。

質疑を終了いたしております。 これがより討論に入るのあります。 が、別に討論の申し出がありません。 で、直ちに採決に入ります。 採決いたします。 本案は原案のとおり可決可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○白井委員長 御異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。

第十四号

大蔵委員会

來議院

大蔵委員会

大蔵委員会

うになつてゐるのか、また現在の輸入量の推移、在庫状況はどのようになつておるのか、返事のほかにこの資料を出してもらいたいと思ひます。

たゞいま議決いたしました各法律案

に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中國務大臣 こまかい数字の推移は事務當局から答弁をせしますが、御承知のとおり三セント程度のものが急激に、ここ四、五カ月のうちに四セントになり、五セントになり、六セントになり、最高は十一セントといふよ

うなところまで上がつたようですが、その後少し下がりましたして、現在は私の承知するところでは七セント、六セントというような状態まできていたのではないかといふふうに考えられます。

六セントといふふうに考えられ

て、これを許します。 佐藤觀次郎君の砂糖消費税法を廃止する法律案の両案を一括して議題といたします。

○白井委員長 内閣提出の関税暫定措

置法及び砂糖消費税法の一部を改正す

る法律案、及び有馬輝武君外八名提出

の砂糖消費税法を廃止する法律案の両

案を一括して議題といたします。

○白井委員長 内閣提出の関税暫定措

置法及び砂糖消費税法の一部を改正す

る法律案、及び有馬輝武君外八名提出

の砂糖消費税法を廃止する法律案の両

案を一括して議題といたします。

○白井委員長 御異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。

うになつてゐるのか、また現在の輸入量の推移、在庫状況はどのようになつておるのか、返事のほかにこの資料を出してもらいたいと思ひます。

ただいま議決いたしました各法律案

に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中國務大臣 これから国際糖価

がどのよう上昇していくか、下がる

ことになりますが、現状はどう

いうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰争のときの七・四一セント、次のスエズ

戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

ういうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰

争のときの七・四一セント、次のスエ

ズ戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

ういうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰

争のときの七・四一セント、次のスエ

ズ戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

ういうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰

争のときの七・四一セント、次のスエ

ズ戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

うになつてゐるのか、また現在の輸入量の推移、在庫状況はどのようになつておるのか、返事のほかにこの資料を出してもらいたいと思ひます。

ただいま議決いたしました各法律案

に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中國務大臣 これから国際糖価

がどのよう上昇していくか、下がる

ことになりますが、現状はどう

いうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰

争のときの七・四一セント、次のスエ

ズ戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

ういうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰

争のときの七・四一セント、次のスエ

ズ戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

ういうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰

争のときの七・四一セント、次のスエ

ズ戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

ういうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上になったのは朝鮮戰

争のときの七・四一セント、次のスエ

ズ戦争のときの五七・四一セントと並んで

六・四六セントと上がったのであります。

うになつてゐるのか、また現在の輸入量の推移、在庫状況はどのようになつておるのか、返事のほかにこの資料を出してもらいたいと思ひます。

ただいま議決いたしました各法律案

に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中國務大臣 これから国際糖価

がどのよう上昇していくか、下がる

ことになりますが、現状はどう

いうような値上がりは非常に珍しい

ことになりますが、最近のアメリカの

通商政策は大体ボンド当たり三セントか

ら五セントを上下してしまったが、か

つて五セント以上

砂糖の消費量がふえて、おるということ
が第一点であります。第二点は、キューバに
バ事件によりまして、キューバにおける
砂糖の生産が急激に落ちたということ
と、それから同時に大量の砂糖がソ
連によって買われ、これが世界の自由
市場に放出をせられなかつたという問
題が數えられます。その次には同じくヨーロッパ各地におけるてん菜糖の
不作という問題も大きな原因だと考え
られます。その次に考えられますのは、
これはこまかい資料は持ちません
が、御承知のとおり砂糖の产地はヨー
ロッパ諸国等が相当長い間投資をして
あります。これが増産をはかつてまいつたわけで
あります。それが、戦後產地の國々が新しく
独立をして軍事的な問題とか民族的な
いろいろな問題に重點が置かれまし
て、どうも世界の砂糖の消費量が伸び
る方向にあるにもかかわらず、砂糖の
生産はおおむね停滞状況にあるとい
うような問題が、大きな値上がりの原因
であろうといふに想定せられるわ
けであります。また下がつてきつあ
るのはどういう原因かといふと、ソ連
が三百万トンのキューバ糖の放出を言
明いたしましたり、その後いろいろな
事情がございまして、一二セント、十一
セント、十セント、九セントといふよう
な状態で下がつておりますが、現在の
考え方で二、三年将来を見通すときに、
かつてのように三セントといふような
状態になるかということにつきまして
は、四セント近い値段にはなかなかな
らないのではないかと、いふようなこと
が現在考えられるわけであります。

ますが、日本の原料糖輸入の状況は、すでに三セント程度の安値で九月分から今まで在庫があるということを聞いております。なぜこのような値上がりをしております。これに対する手を打つておられるのか。一部では輸入割り当てをめぐって巨額の政治献金がなされているといふらわさもありますが、そういう点について御意見を大臣から伺いたいと思います。

に検討いたしましたて、いやしくも便乗値上げというようなことが絶対にないように行政指導をやつておるはずでござります。こまかることは農林省当局からお答えすると思ひます。

○大澤(詫)政府委員 大藏大臣からお話し申し上げたので大体尽きていると思います。ひところのよう百四十七、八円というような卸売り価格が出てることがござりますが、手持ちの砂糖の放出をいたしますとか、いまお話しのありました十万トン追加割り当てるといふことで溶存量をふやすといふような指導をいたしまして、現在は百三十五円から百三十七円といふような程度の落ちつきを見せておる状態でござります。

○有馬(輝)委員 関連してお伺いいたしますが、いまの長官の指導の面につきまして、各社別に輸入の時期、その数量等を把握しておられるかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○大澤(詫)政府委員 もんなところは、どのくらいの価格で、どのくらいのものをつかんでおるかということはわかると思います。

○佐藤(觀)委員 田中さん御存じのように、砂糖はどこの国でも税金がかっております。しかし、アメリカでは大体一〇%、イギリスは六%、西独が一五%、フランスが三二・七%、どうも日本の四五%といふのは少し過ぎはせぬか。もう一つの原因は、精糖会社の中間利潤と便乗値上げの問題にあるんじやないかといふことがいわれております。かりにキロ百四十円としても、流通経費二十円と見ても五十円から六十円程度がコストということになります。かかるボンド六

形は改めていかなければいかぬ、長期の展望に立った税制といふもの、特に減税について検討していかなければいかぬということで、二、三點あげておられます。しかしそれは、たとえは高層建築に興する考え方とか、あるいは所得税のやり残し減税、こういったものにしばられておったようでもあります。やはり総合的な物価体系の中での税制を考えるというような点については、新聞記事を通じては伺えなかつたのであります。問題はやはり物価対策の中で、十カ年計画を立てられるならばそこら辺が柱にならなければいかぬと思うのであります。そういつた点が何となかつたのはどうしたことなのか、またその十カ年計画の中で、大臣としてはどうのような構想をこの点について持つておられるのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

税をしてきたのだから、今度はその年その年といふよりも、貿易為替の自由化、いや関税の一括引き下げ問題や、ECDの加盟といふような、いろいろな動きすことのできないような国際情勢に対応するのであるから、国民の前に立つた税法や税率そのものを基本的に再評議していくことのないように、税制調査会にお願いもしておりますし、そういう趣勢から見まして、長期展望に立つた税制でなければならぬと同時に、少なくともある目標を立てて、その目標に沿つた税法や税率そのものを基本的には減税こそが好ましいものである。こういうことを申したわけでありまして、現在まだどうのよう具体的にどういう方向で、おむね額は幾らで、というようなことを想定しておるわけでもありますんで、考えておるわけでありません。ただこんなにして土地をどんどんどんどんと造成をしていくということをやつておつても、土地が少ないから造成されすればいいのだと言つて、平面上都市がだんだんと広がっていく場合に、政府が考えておるよう、民間が考えておるような方向と逆なのがくらうるし、空閑地税といふようなものをやるならば、「一体どうなるか」と言えば、バラックがうんと立つじゃないか。空閑地とは一体いかなるものか、空閑地と建築基準法で言ふ建蔽率とはどううふらう調整をするのかといふような問題を考えますと、どうも行き当りばつたりのものを考えてはならぬので、土地改造はどうあるべきか、土地の造成はどうあるべきか、住宅改造成に関しては原則的にどういう方向をとるべきか、物価対策等を考える場合

に、おおむねめどをどうするかといふような場合に、やはり政策目標を立てていくことがより合理的であろう、税制調査会の意見等も聞いてしかるべき記事に載つたのでございまして、いまやりたいですな、こういふような話を記事に載つたのでございまして、いま鋭意検討いたしております段階でござります。

○佐藤(調)委員 政府は、最初には關稅を十円下げるということを発表しておりましたが、その後わが党から消費税の撤廃を言わると、今度のように關稅を五円、消費税を五円というふうな、まことにあいまいな法案が出てまいりました。その根柢は一体どこにあるのか、またこの程度の値下げでは消費者は何ら恩恵を受けぬと思っておりますが、大臣はどうなふうに考えておられますか。

○田中国務大臣 先ほど申し上げましたように、關稅の引き下げを政府が企図いたしましたのは、御承知のとおり國際糖価が非常に上がりましたので、これが消費價格を抑えるためにも關稅率の引き下げということを企図いたしましたわけでございます。佐藤さんも御承知でありますようが、世界で一番高い關稅であり、四十一円五十銭というのをございますが、新聞や雑誌にも、世界一高い砂糖をなめさせられている——どうもこれは大蔵省がそういうことをやっているように、絶えず非難も受けておりますし、特に國際糖価があがっておりますので、その意味からいいますと、關稅率を引き下げるということが原則的な方向であろうということで、当初關稅率の引き下げといふことにウエートを置いたわけでござります。しかしその後皆さんからの御質

費税でも引き下げよ、こういうことがあります。そこでございましたし、またわが党の中にもそういうべきだというお話をございましたので、その後いろいろな面から検討いたしました結果、関税で五円、消費税で五円といたして御審議を願つておるわけでございます。消費税の五円というのは十四も下げられるじゃないかということをございます。が、黒糖との問題、再製糖との問題、そういう零細な業者を不利にすることによって倒産をせしめるというようなことでは非常に困りますので、そういうものが第二の合理化に十分対応できること、現在の段階において消費税の引き下げは五円を限度とするといふように考えて、両方で合わせて十円の引き下げを行なうということにいたしたわけをございます。

長官の言によりますと、百三十七円といふのが百三十七、八円、先ほどの食糧廳が下がつたということも、精神的にまた營業的見通しの上において影響のまで下がつたということは、國際糖価あることはもちろんでございますが、政府が少なくともどつちかにして十円纏り込んでも相当地下がつておるということは看取されるわけであります。であります、現在の百三十七円といふ價格にどのくらい纏り込んでおるのか、これはもう専門的にひとつ検討しながりより以上に下げなければならぬとう考えでございます。特に先ほども申しあげましたとおり、今までの輸入糖の原価が五・〇四セントであるといふことから逆算をしますと、百三十九円、五円といふことでありますから、もう少し、この法律が通つて減税ができる場合には、そういうものが消費價格に必ず反映をするであろうということを期待いたしておるわけであります。

○由中國務大臣 砂糖も自由化をしなければならない方向であるということは、政府も言明いたしておりますし、国民各位もそのように考えておられるわけであります。しかし、国内糖の保護ということをございまして、国際紛争その他によりまして、国際糖価が三セントのものが十二セントまで上がるというようなことではたいへんなので、國產糖は三セント四十五か四セントくらいにできるのでありますから、何年間のうちに多少とも国民が消費をする五割近いものを國產糖で何とか間に合わせるような方向がいま打ち出されておりますし、この間も甘味資源特別措置法が委員会を通過したというような状態でございますので、どうもこれを無視しまして関税率を引き上げるというわけにはいかないわけであります。でありますから、今度は五円引き下げて、同時に政令委任をしていただきまして、国際糖価が非常に高くなつたような場合に、消費者価格を抑えるために弾力的運用ができるようになつしますとともに、御承知のように今度国際糖価がうんと下がつてしまつて乱売、ダンピングといふような政治的な配慮も考えられるわけであります。そのようなことで國產糖が非常にたたかれると、いふような場合を顧慮いたしまして、その場合には引き上げる、こういうことをいたしておるわけです。まだまだそういうことが大きくなつてどうにもならない場合には、緊急関税率をもつてある程度引き上げなければならぬといふ場合もあるわけであります。でありますから、これは要すれば國產糖というものが安定をし合理化をされ、だんだんと安いものが大

量に確保できるといふことと相まつて、この関税問題を片づけていかなければならぬ、このように考えておるわけであります。

に、大澤食糧廳長官にもう一、三點伺
いたいと思います。あとで専門家の芳
賀委員や有馬委員からも質問があると
思いますが、国内のビートの問題がな
かなか思うようにいかない、やはり國
内産の保護のためにいろいろの税制上
の措置をとらなければならぬよなこ
とをわれわれ聞いておりますが、現状
は一体どうなつておるのか、期待され
ておつたビートはどういうことになつ
ておりますか。概略でけつこうでござ
りますから、ひとつ食糧廳長官からお
願いいたします。

いう事態が起こっておりまして、甘味資源について北海道のてん菜の生産振興のための臨時の法律があつたのです。が、それが昨年の三月期限が切れるようなこともございましたが、もつと深く突っ込んで研究をして恒久的な立法をしようじゃないかということで、一年間かけて御承知のように先般農林水産委員会で開催していただいたような甘味資源特別措置法のような形で御審議を頼つたのであります。そういうことで、ことと相関連いたしまして、私どもとしては適地でビートあるいは甘蔗糖の振興をはかつて、できるだけ結果としては自給力を高めてまいりたいということで、生産対策あるいは価格対策あるいは合同対策というような各般の面でつとめている段階でございます。

培の問題、農民が自分の生産費を割るようなそういう対策ではこういうことはできないと思います。そういう点の結果はどうなつてゐるか、あとで芳賀さんから御質問があるかと思いますが、私たちは北海道はどうかわかりませんけれども、そういう傾向ではないかと考えておりますが、長官はどうお考えになつておりますか、お伺いをしておきたいと思います。

○大澤(融)政府委員 従来の北海道の屯田取引価格は統計調査部で別に生産費調査をしておりますが、取引価格は生産費調査から出てまいります生産費よりは高い数字になつております。伸びないという原因はいろいろな考え方があるわけですが、私ども見ておりますのはやはり畜産と結びついて伸びなければいけないのに、並行的な伸びをなかなか示さない、あるいはまた御承知のように非常に労力のかかるものですが、労力がだんだん農村からなるというような問題もあり、それに並行して労力が減るのに機械化がそれほど進まないというような問題で、生産の伸びが当初予期しておつたよりは鈍かつたということだと思います。

○佐藤(觀)委員 時間がありませんから、もう二、三點大臣伺いたいと思ひますが、砂糖業者の合同とか、合併しますが、砂糖業者の合同とか、合併するというような会社の助成をするような考え方が政府にあるのかどうか、今まで砂糖行政は円満にいくのかどうか、どうかとすることを大臣から伺いたいと思います。

○田中國務大臣 砂糖業者は非常にたくさんあるのです。貿易、為替の自由化ということを考えていきますと、当然合理化もすると同時に、倉庫、統合等も不可避だと思います。不可避といつよりもそういう方向で指導していくべきだらうと思います。こうしてしましてこれらの問題を具体的に進めておられると思いますが、内容につきましては食糧庁当局から答弁をいたします。

○大澤(誠)政府委員 私の直接の所管でございませんけれども、ビートの生産を上げるために、先ほど申し上げたように、伸びが鈍るという点の原因を幾つかあげられるわけですが、そういうものに対処するような方法、たとえば労働力不足といふようなものに対処するための機械化とか、あるいはペーパーボットというような新しい技術もございますが、そういうものを進めるとか、あるいは土壌そのものをビート生産に適するように改良していくとか、いろいろな面に、予算あるいは融資措置を講じて力を入れておるような次第でございます。

○佐藤(翫)委員 もう一点、大臣伺つておきたいと思うのですが、どうも何でも自由化をやるという立場で、政府が非常に自由化々々といふことを盛んに言っておられます。しかしヨーロッパの諸国でも、砂糖にはやはりそういうような自由化がむずかしいので、いろいろの規制を設けてやっております。大体、日本でも、自給度が非常に少ないのです。砂糖行政は非常にむずかしいと思っておりますが、一体砂糖の民営国管方式ののような考え方方は

○田中國務大臣　その昔、砂糖を国管、国営式なものにして、外糖についてもは、食管で貿易、買うちうがより合理的であるといふよな話を、社会党の皆さんからだと思ひます。が伺つたことがござります。しかし、現在、政府は、食管で砂糖を買ひ入れるといふような者は持つておりません。でござりますから、國管、國営といふよなことは、いまの時点においては考えておらぬということを明らかにいたしておきます。

それから自由化に対して、そややみくもに自由化ができるといふに考えておるわけではないのでありますから、御承知の甘味資源特別措置法等もいま審議せられておるのでありますから、国内産糖というもののバランスを十分考えながら、しかも国産糖の将来の需給見通し、それに対する具体的な政策、それからなお、先ほどあなたが言われましたように、砂糖業者が非常にたくさんありますので、こういうものがどうのよう的に合理化をしていくかというような問題も、広範に調整をとりながら、自由化の方向に進んでいくと、いう方針が正しいといふように考えておるわけであります。

○佐藤(觀)委員　最後に、大臣と長官に伺つておきますが、砂糖輸入の合理的な打開のために、貿易機構を是正するような必要があるのではないかと考えます。特に、アメリカのキューバの封鎖事件以来、原糖が非常に高くなりまして、いろいろな矛盾が国内に起き

Digitized by srujanika@gmail.com

ン、本年砂糖換算九万トンということになりますれば、この生産は大体順調にいっているということになるわけですね。ただ一番問題は、てん菜糖の面のは今日の限界においては全く実情に合致しておらないことになるとと思うわけです。そうしますと、生産の面においても需要の面においても昭和三十四年に立てた十カ年計画といふものは、今日においては使いものにならないわけですね。そうであればむしろ農業基礎に基いた年度の計画を確実なものにして、これを基礎にして諸般の施策を進めるこのほうが最もいいじゃないかというふうにわれわれは考へているわけです。何も古い十カ年計画に便々としておる必要はないのじゃないですか、この点がどうもわからないのです。

そういうもののを道しるべにしなが
ら、今後どういうふうに進めてい
か、生産もどこまで持つていけるか
といふようなことを検討して、改める
べき点があれば改めていくことによ
うと思います。

○芳賀委員 それでは、甘味資源特別
措置法案が幸いに今国会で成立した機
会においては、その特別措置法によつ
て、そりとして確実な長期見通しである
は年度の計画といふものを必ず立て
る、こういう考え方の上に立つておら
れるわけですね。それは大臣からお答
えをいただきたい。

○重政国務大臣 大体そういう方針で
考えております。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、
法案に關係のある点ですが、先ほど大
蔵大臣のほうからは関税暫定措置法の
改正案に示された国内におけるてん菜
糖の適正な価格を今後国内の標準的な
価格といふものにして、そうして国民
負担となるだけ軽減するような方向に
に持つていただきたい、こういう説明がな
あつたわけありますが、この国内に
おけるてん菜糖の適当な価格、標準的な
価格といふものを、農林省としては
具体的にどのように考えておられる
か、これは法案審議の上で非常に大事
な点ですから、具体的に示してもらいた
いと思います。

○大澤(融)政府委員 先ほど来大蔵大
臣から百十二円というようなお話を
ございましましたが、その後いろいろ北海
道のてん菜の伸びというようなものもあ
り、変わってきて、一工場当たりの
処理量も少ない、あるいはまたてん菜
の価格が上がるといふようなことで、
国内産のてん菜のコストといふような

ものが、當時考えておりましたものよりは上がつております。たとえば試算としては、十五万トンくらいのものを一工場で処理するといふようなことがありますれば、百三十何円といふらうな数字も出てまいりますし、あるいはまたことしのようすに十二、三万トンといふふうなものが平均的に処理されるというようなことになれば、もう少し高い百三十七、八円といふような計算も出てきます。しかし一応こうした計算がめどになりますが、そういうようなことをさらに掘り下げていろいろ検討いたしまして、大蔵省と相談をして、最終的にはきめていきたいということをございます。

○重政國務大臣 これはよく大蔵大臣と協議をいたしまして、無理のないうにきめたい、こう考えております。
○芳賀委員 これは大臣、政治的にきめられるのですか。標準的な適當な価格といらものは、大蔵大臣と農林大臣で適当に話し合ってきめるというようないですか。これは当然大蔵、農林両当局において想定される価格といらものをやはり一定の方式で算定しなければいけないと思うのです。そうではないですか。たとえばん菜の糖価をまとめる場合においても、まずその原料の価格といらものを幾らにするかといふことから始まって、そしてその工場の適正な操業度、操業の規模といらものをどうするか、その場合には一工場についておおよそどの程度の原料を処理することが妥当であるかとか、あるいは製造経費については、標準的な経費といらものはどの程度の幅であるか、こういうものをやはり科学的、計数的に積み上げて、そうしてこれでいった場合にはおお潤の面について、適正な利潤といら よそこのよなコストになる、標準的な糖価が生まれるということになると思うわけです。ただあなたと大蔵大臣が話して妥当にきめますとか、適当にきめますとか、そういう簡単にいくものではない。この点についてはやはり確信のある説明というものは、これは事務当局からでもいいですから、納得のいくよな説明をしてもらいたい。
○大澤(誠)政府委員 ただいま芳賀先生がおつしやったよな材料をいろいろ取りそろえて、大蔵省と事務的にも打

ち合わせ、最終的には大臣同士でおきめを願う、こうじようとでござります。
○芳賀委員 だからたとえばこの法案が成立して直ちにこれを実施するということになれば、当然てん菜糖の標準となるべき適当な価格というものを政令によって一応きめなければならぬでしょう。何も基準がなかつたらやれぬではないですか。暫定措置法で今度は税率というものを政令でまかしてくれとあなたは言つてゐるじゃないですか。いままではちゃんと法律に明記して、法律の定めるところに従つて課税しておつたわけでしょう。今度は一定の幅といふものは政令にゆだねるということにして、これが通ればまかせるということになるのですよ。一定の幅の中における関税率の引き上げ、引き下げといふものは役人の手だけでやれるではないですか。やつた結果といふものを国会に報告しなければならぬといふことにはなつておりますね。一ヶ月を基準にして、何を尺度にして関税率の上げ下げをやるつもりなんですね。そういうものをきめる必要がないところで言つてはいるじゃないですか。きめる必要がないならないといふ根拠を明らかにして、きめなくても、この法律は改正案によつて運営できるといふことを立証したらしいではないですか。

○芳賀委員 だからその適正な価格といふを、現実にどのくらいの価格が想定されるか、想定される当該年度、これは三十八年度における想定される国内でん菜糖の精製糖の標準的な価格といふものを、現実にどのくらいの価格が想定されるかということは、何もわからぬじや済まではなしですか。何もわからぬならば、こんな改正案というものに出す必要はない。これは引つ込めなさい。

○大澤(鶴)政府委員 最も妥当な適正基準は具体的にどこかということは、私どもまだ結論を得ておりませんが、原料の集荷量でありますとか原料の単価、あるいはロスがどうだとかあるいは歩どまりがどうだとかいうような要素を検討いたしましたり、製品のコスト、たとえば原料費あるいは製造費、管理費でありますとか、副産物の收入はどうかというような点、こういうことと標準となる適正な水準はどこかということをきめてまいりたい、こういうふうに思つておるわけでござります。

○芳賀委員 これは工場別のコストを聞いているのじゃないのですよ。国内の糖価安定のための標準的な価格、標準的な価格ですね。現在までは標準糖価といふものは御先づ格がキロ百二十円ということになつておる。これがあくまで国際価格から持ち込んだ標準的な価格です。今度の場合には、この改正案によると、国内糖価といふものをいわゆる国内の砂糖の標準的な価格にするということになつておるわけですから、これは考え方非常にい

いんですよ。いいけれど、それでどのくらいの価格が現在想定されるということ、これは参考にでも明らかにしておかぬと審議できないじゃないですか。これは百四十円とか百五十円になることもあり得るでしょう。実しない価格をここに持ち出すわけにかないと思うのです。いいじゃないですか、高くて安くても一応この程になるということを言ってみたらいいじゃないですか。

は語めて最終的な結論は得たいとしてござります。
○芳賀委員 その標準価格がきまらぬと、この法律が通つても、粗糖関税の減免税の適用というのはできないじゃないですか。それが妥当であつていいも妥当でなくとも、この減免を発動する場合は、「その卸売価格が、本邦で生産されるてん菜から製造される精製糖の適当と認められる卸売価格をこれにつき、政令で定めるところにより、期間を指定して、その關稅を逓減し、又は免除することができる。」この標準価格から輸入糖の価格が下がった場合には、今度は關稅をさらに上げるということはできるわけでしょう。だから、これがきまらなければ、やる気になつてもできないじゃないですか。何を基準にして上がったとか下がったとかいうのです。上がったからどうする、下がったからどうするといふことに初めてなるのです。まかせてくれといつたって、これはわれわれまかせようがないですよ。だから、標準糖価というものを算定できないということであれば、何もこれは急がないじゃないですか。標準糖価の算定ができるまで待つて、大体こういうものができます、可能でありますというその時点に必要であれば、こういうような法案を出して国会で審議すればいいと思ふわけですね。それをやるのに何年ぐらいかかりますか。

先ほど私が申し上げたようなことで、現状から言えは、たとえば先ほど大蔵大臣のお話もございましたが、五セントくらいの砂糖のときは、現行の関税、消費税でおそらく上期を通しまして、コストをかけて国内での糖価が百三十二円あるいはその程度のお話がありましたがけれども、国内にいま入ってきます砂糖は、おそらく上期を通しまして平均的には七セント程度のものにならうかと思います。もし七セント程度の砂糖でありますならば、現行の関税、消費税といふよなことで百五十四円程度になると思います。したがいまして、関税を五円程度下げるといふよなことをいたしましても、現状の国内産糖に悪影響を及ぼすといふよな価格にはなり得ないということで、五円程度はというよなお話をされるわけございませんが、適正水準といふよなもののをどこに定めるかということは、今後、先ほど申し上げたよなことで、いろいろ深く検討してきめていきます。こういうことになります。

ではないですか。だから、こえましたとか下がりましたという場合の基準といふものを、どうしてもてん菜糖の価格に求めなければならぬわけでしょう。そうじゃないですか。いま良官の言われたのは、ニューヨーク相場が七セントの場合、従来のよくな計算でいくと、大体国内の卸売り価格といふものはキロ百五十円程度になる。それまではわかるのですよ。この百五十円というものが、一休国内のてん菜糖の標準的な価格と比べた場合、その価格をこえておるのか下回つておるのか、これはどういう判断ができるのですか。国内のてん菜糖の標準価格といふのはこれより高いといふのですか、低いといふのですか。それはどうなんですか。低い高いぐらいはおそらくわると思う。

○芳賀委員　関税局長にお尋ねしますが、
　　どうことは、なかなか、ここがいい
　　のだ、安ければ安いほどいいのだ
　　しかしその安さは国内の産糖の生産に
　　影響のないように、ということでものと
　　とは考へていかなければならぬと思ひ
　　まして、むしろその百一十二円をすつ
　　と維持するのだといふような考へで進
　　めるわけにはいかないのぢやないか、
　　こう思つております。

が、先ほどの百二十二円というのは、消費税五円下げた場合ということは言われたわけですが、現行でいけば百二十七円ということになるのですね。それは関税率は現行どおりということなんですか。

○佐々木政府委員 大澤長官のほうからいろいろ御答弁があまりしたとお聞き、国際糖価の動き方によりましては、関税率の下げ幅を操作しなければこの価格まで達しない場合が多からうと思います。なお、歳入とか、いろいろな考慮を加えますと、いま申し上げましたような価格が現実に実現するということを申し上げるのははなはだ申し上げ過ぎだと思います。しかしそれに近いところを大臣は考えておられるのだろうとそんたくしておるわけでござります。そういう価格を実現させるためには、関税率の下げ幅はかなり彈力的でなければならぬと思っている次第でございます。

○芳賀委員 それでは最近の事情からいふと、消費税五円と関税率五円程度引き下げる、それによつて御充り価格をおおよそ百二十円程度に維持させることができますといふことですね。ですから、それは現行の消費税あるいは関税の規定でそのまま適用すれば百三

十三円ということになるのですね。現行どおりで運用すれば従来の価値は十円ぐらい上がる気になるけれども、それを、全くみみつちい額だが、消費税五円、關稅率五円ぐらいを操作すればおよそ百二十二円の糖価水準は維持できる。そういう見通しですね。

○佐々木政府委員 理屈だけから申します場合に、關稅の操作によって十分に下げることがむずかしい場合も多かろうと思います。したがって、その価格が目標的には大臣のお考えのうちにはあるうかと思いますけれども、それが現実の価格なりといいうのは若干留保できるのではないかと思う次第であります。

○芳賀委員 それはもちろん行政の努力目標としてその程度の価格を指向するのは当然ですけれども、あまり甘過ぎてはこれは何も國民のためにならない。そういうことであれば、たとえば国内糖は關稅がかからぬですから百一十二円ですね。この百二十二円のうちには結局残りの十五円の消費稅が入っているということになるわけですね。その消費稅を差し引けば、結局百七円というものが国内におけるてん菜糖の大体可能な価格ということになるのですよ。百七円というのは実現可能な国内におけるところのてん菜糖の大体標準的な価格と、この改正案から見て考えて差しつかえないでしよう。国内のてん菜によつて製造される適当な標準的な価格は大体百七円ないし百十四円程度である。そななるじゃないですか。

は先生のお話のとおりでござります。ただし、先ほどから食糧厅長官が申上げておりますとおりに、処理量がどのくらいまでいくものであるかといふ非常につかみにくいファクターがございまして、そちらの点をこれから詰めなければならぬと考えているところでございます。

○芳賀委員　ただいまの関税局長の説明で、おおよそ推定される国内の標準的な価格は消費税を除いて百十円、いわゆる標準原価はキロ百十円程度と、こういう理解の上に立つて法案の審議を進めていきたいと思うわけです。

そこで食糧厅長官にお尋ねしますが、この消費税を賦課する以前の百十円あるいは百七円というてん菜糖の価格というものは、年度においても実現可能なものであるとわれわれは考えておりますけれども、長官としてはどう考へておられるか。

○大澤(謙)政府委員　先ほどから申し上げましたように、十五万トンぐらゐの処理をすれば百三十一円ぐらゐの試算がございましたと申しましたが、もしそういう考え方をとれば、消費税を引いて、大体コストが先生おっしゃる百十円内外といふようなことになるのです。計算としてはそういうことでござりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、これは試算でありまして、なおもつといろいろなコストの点、要素の点を押し詰めていかないと、最終的にこうだといふ結論は申し上げられないと言つてはいるのであります。ことしの処理量がたとえば一工場、いまの見通しで十二、三万トンになるというようなことでありますれば、十五万トンの処理量というふうな

○芳賀委員 だからそういう適正を欠く原料の処理とか、操業の状態などいうものは、これは正常なものでないんですね。標準にとれないんですよ。標準にとれない企業によって生じたその製品コストといふものは、そのまま標準の価格ということにならぬわけですね。そういう点は、従来政府の行政の欠陥の中で、こういう姿が生まれてきておるんだからして、当然これは政府の責任において処理すべき問題なんですよ。そのためには政府がお出しになつておる甘味資源特別措置法においても、政府が買い入れするという、そういう規定があるわけですね。食管特別会計におきましても、砂糖類勘定といふものを設けて、砂糖の価格といふのは一定の標準価格より非常にコストが高いというような場合には、政府の買い入れの発動を行なうということで、これは解決ができるわけですね。だからやはりこれは今回の課税暫定措置法の改正にしても、当然これは国内の甘味対策の一環であるところの甘味資源特別措置法との関連でこれは考えていくことが妥当であると思うわけです。それで百十円の価格の可能性の問題ですが、これは食糧庁から配付になつた計算の資料ですが、たとえば原料の処理を十三万五千トンとみなして、原料価格を昨年の販売価格である六千百五十円とした場合においては、キロ当たりの価格が百六円六十銭ということになりますですね。政府の資料そのままを私は申し上げたんで、厳密にこれを検討すればまだコストは低減できると思

うわけですけれども、とにかくそういう数字ができるわけです。これを十五万トン処理にすればキロ当たりの価格は百一円三十銭ということになります。それからもう一つ、生産者の要望としておるトン当たりの原料価格を七千六十円とする場合は、十三万五千トン処理したときにはこれは製品の価格が百十三円三十六銭ということになる。それを十五万トン処理した場合には八円七銭、十八万トン処理した場合は百四三十五銭、二十万トン処理した場合には九十六円四十九銭、こういう結果が出てくるわけです。ですから、政府の行政の指導よろしきを得、適切な運営をすれば、国内におけるてん菜糖についても当然これは相当コストを低減した価格で国民にこれが提供できるという、そういうことがこれは明らかになつておるわけです。だからこのいすれを採用して政府が行なうかということは、これはかかつて政府当局の方針とか決意に基づくものだと思うわけです。一体どういう態度で今後臨むつもりですか。

いうふうに考えております。

○芳賀委員 この点については、結局生産農民が生産意欲を高めて甘味資源の増産にいそしむ、そういう体制が前提にならなければ、操業度を上げるということにしてはなかなか、十一万トンから十五万トン、十八万トンになることはできないと思うのですね。したがって、どうしたならば農家に甘味資源の生産意欲を高めさせることができるとかということになれば、いろいろ具体的な方法はあるとしても、やはり手つとり早い問題は、今年度の原料価格をどうするかと、いうことが一番大事な点になりますので、先般甘味資源特許の審議の中においても、政府が示した原料価格の決定については、パリティ方式によってこれを定めるということになつておるのですが、あの法案がなとえば今国会で成立した場合には、もう直ちに政府は原料価格の告示をしなければならぬわけです。その際は、一体三十一年度の原料であるてん菜あるいは甘蔗の原料価格といふものは、トントン当たりどのくらいを政府としては想定されておるか、この際率直に説明を願いたい。

○大澤(融)政府委員 特別措置法できめられております最低生産者価格は、パリティを基準にして、競合作物の粗収入というやうなもの、その他経済事情を参照してきめるということになつておりますので、その原則に従つて、あてまいりたい、こう思いますが、おつしやるのは、この支持価格、最低生産価格そのままが農民の手取り価格になるということではございません。これは昨年の例を見ていたいともおわかりの点だと思いますが、そういう

ことで支持価格はいま言つたような原則でありますけれども、おそらくこれ以上のが農家の手取り価格、実際の手に入る金額になると、いうふうに思います。その場合に、これは農家と工場とが交渉をしてきめるべきものではありませんけれども、あの法律にもござりますように、必要があれば政府も支援をするということで、望むらくは昨年の手取り水準を下回らぬ、あれを越えいかと思います。

○芳賀委員 私は手取りがどうなるとが望ましいと思ひますが、最低生産者価格そのものが農民の手取り価格になるというふうにはならないのじやないかと思います。

○芳賀委員 私は手取りがどうなるとが望ましいと思ひます。それが何を意味しないのか、それは最後に再生産を確保することを旨とする修正が行なわれたが、その程度のものを加えても実際は何も効果はないのですよ。だから、最低生産者価格というものを政府の考え方をきめる場合、一体パリティ方式といつたて何か根拠がなければならぬでしょう。パリティ、パリティといつたつて、指數だけで金額は出てこないのであるからね。だから、たとえばパリティ方式でやる場合に、その決定すべき基準年を何年にするか、これは昭和二十九年から三十年にするか、あるいは昭和二十九年からてん菜等の価格は前の法律でさしかねばならぬ。だから、たとえばパリティを基準にして、競合作物の粗収入というやうなもの、その他の経済事情を参照してきめるということになつておりますので、その原則に従つて、あてまいりたい、こう思いますが、おつしやるのは、この支持価格、最低生産価格そのままが農民の手取り価格になるということではございません。これは昨年の例を見ていたいともおわかりの点だと思いますが、そういう

ことで支持価格はいま言つたような原則でありますけれども、おそらくこれ以上のが農家の手取り価格、実際の手取りが五千四百五十円ですから、それを基準にして、ここ一年間のパリティの上昇でどのくらいの数字になるか、こう思います。

○大澤(融)政府委員 昨年の基準価格、最低生産者価格が五千四百円だったと記憶しておりますが、私もどもとしてはいまお話をあつた基準年をいつにとるかといふことは、最近の事情をなるべく次々と反映させていくべきよろしくなことも考えまして、ただいまのところでは前年をとるのがいいのではないかといふうに考えてお

りますが、なおまだ検討の余地はあると思つております。前年基準にしてパリティをかけて、さらにたとえば北海道でありますならばパライソードなどあります。三五%くらいの上がりじゃないか、こう思います。

○芳賀委員 五千六百円というと去年の手取りが六千五百円でしょう。そうすると五百五十円のその差といふものはどうとから抜き出するのですか。会社のはどこから抜き出するのですか。会社に指示してそれだけ出させるか、それだけ出しても、前年同様の手取りといふことになれば、これは農家は納得しかねないでしよう。少なくとも昨年の最低生産者価格を基準にしてパリティ指数を乗じた価格、それに千円以上はプラスしなければ、これは全然妥当な価格になります。

○大澤(融)政府委員 繰り返して申し上げるようですが、国際糖價が高ければ相当の負担能力があるということを言えると思います。

○芳賀委員 いや、そうじゃなくて、国内の生産された砂糖価格といふものは今後わが国の標準糖價の基礎をなす

は何もあなたは説明していないわけですか。あれば示してもらいたい。

○大澤(融)政府委員 昨年も五千四百五十円ですから、それを基準にしててん菜の価格、その場合、手取りは六

千百五十円ですから、それを基準にしててん菜の価格で、その上にいろいろな上乗せをしているわけです。こ

とに現在のように糖價が高いといふうな見込みもござりますように、必要があれば政府も支援をするといふことで、望むらくは昨年の手取り水準を下回らぬ、あれを越えいかと思います。

○大澤(融)政府委員 前年を基準にしてパリティ指数を乗じて、あるいは労

働・物価事情を勘案するということにかかるわけですか。

価格が幾ら上がつてもいいといふわけにはいかぬですよ。てん菜糖の価格といふものが国内の砂糖価格の標準的なものを形成するということになるわけですから、そうでたらめなことは言えぬでしよう。百十円といふものは消費税を抜いてこれを堅持するのが政府の方針であるとすれば、もしも農民に原料価格の妥当な支払いをした場合に、百十円の生産原価をこえるといふような場合は当然これは直ちに消費者負担ということではなくて、政府が買い入れを発動するということに、甘味資源特別措置法からいえば当然これはなるわけです。そななると、糖価だけどんどん引き上げてそれは全部消費者負担といふことではないでしよう。その点が農林省としてははつきりしないじゃないですか。はつきりしなければ、これは大蔵省から明快にまた答えてもらつてもいいのです。

らなかつた。こういふことで推移しまして、その間に百二十二円の水準といふのは何と申しますか、政府はさほど手を加えないでも安定価格として、その辺へ横ばいさせ得るのだということ、で、いわば價格安定の水準であるかのような取り扱いになつてきました。しかし三セント四十五といふのはその間といえども、たとえば一セント上がつておれば、キロ当たりで八円の糖価水準が上がるといふ要素はあつたと思います。たまたまそろいふうにしなかつたということだと思います。そういう意味合いで申しますと、現状のように國際糖価が上がつてきますと、やはり一セントあたりほぼ八円といふものが国内糖価水準が上がるといふのは、これはやむを得ないのだといふふうに考えるよりしようがないと思つております。その際にあまり上がり過ぎるといふから、この場合に關稅でどう処置をするかということを別途考えておる。したがつて、百二十二円とか、また農林省の計算で、てん菜糖につきまして原價計算を百三十一円といふようなことを申し上げておりますけれども、その價格はあくまで国内てん菜糖のコスト、價格の問題でありまして、それを基準にして国内の市場價格をのれに安定させようといふ強い拘束力のある水準とまでは考へないといふうに理解をいたしております。

とおり、当該年次の需要量といふものを持ち、国内における生産見込み数量といふものを把握する、そしてそれを第一次税率の対象にする。これが改正案の内容であると思いますが、この点について大蔵大臣が来るまで具体的な説明をお願いします。

○佐々木政府委員 考え方は先生のお話のとおりであります。数字で申し上しますと、先ほど長官もお話になつたところですが、上期の割り当てをやりますとき考えました数量といふのは、総需要量、精糖別で百七十四万トンくらいです。これに対しまして、国内生産のてん菜糖、甘蔗糖、この場合沖縄糖も含めておりますが、ブドウ糖の合計が五十五万七千トンといふことになります。差し引き輸入量は百二十三万二千トンといふ計算になつております。これをベースにいたしまして、今後の関税割り当てを考えてまいることになるわけになります。

○芳賀委員 そういたしますと、関税割り当ては第一次税率による割り当ては、いまいわれた需要見込みから生産見込みを差し引いた輸入見込みの約三十二万トンといふものが関税割り当ての場合には第一次割り当ての対象になるという数字ですか。

○佐々木政府委員 この数字をベースにいたしまして、関税割り当てを行なうことになろうと思います。

○芳賀委員 第二次割り当ては、この法案では「その他のもの」と書いてあります。これはどういうような計算になるのですか。たとえばこれは全く自由に業者の意思によつて入れても差しつかえないのですか。

○佐々木政府委員 先生の最後におつしやつたとおりであります。第二次は割り当てでございません。業者がこれで採算が立つと思うならば入れ得る数字でございます。そのかわりよけい関税を払わなければならぬといふ仕組みになつております。

○芳賀委員 そこで関税割り当ての対象になる第一次、この割り当ての基準とか方法というものについては、これは非常に大事な問題だと思ひますが、政府はどういうよくな方法でこの改正が実現した場合行なつたりですか。

○佐々木政府委員 国税割り当てを実施することになりますと、大蔵省にあります國税率審議会のうちの割り当部会にはかりまして、第一次輸入のワクをきめるわけでございます。そのワクを実際に実行されますのは農林省で行なわれます。

○芳賀委員 私が尋ねておるのは、現在まではこれはF·A制ですからして、行政の面では農林省が需要者と商社あるいは特殊割り当て等をやってきたが、それは、従来あるいわゆる外貨割り当てのものにおいてそういうふうな割り当てが行なわれてきたわけですね。今度は国税割り当て方式をとるとなれば、必ずしも従来と同じ方法でなければならぬということでもないし、今度の新しい制度の精神に沿つた割り当てが行なわれてきたわけですね。今度は国税割り当て方式をとるとなれば、必ずしも従来と同じ方法でなければならぬということでもないし、今度の新しい制度の精神に沿つた割り当てといふものが当然適正になさ

れる必要があると思われますが、その方法について現行の外貨割り当て制によつたところした割り当ての方法と今度は関税割り当て制でいく場合の方法についてどういうふうに相違するか、その点について詳しく述べます。

○大澤融(政府委員) 従来外貨割り当てやつておりました割り当て制度に、急激に大きな変更を加えるというようなことは、今までのベースの上で動いておつたいろいろな活動が大きな変更が加えられて、急激な打撃を受けるというようなことになるのも、あいが悪いといふような面も考慮まして、現状をそろそろ大きく変更しないで、関税割り当て制度に移していく。それをやりながら徐々に今までの割り当て制度にもし欠陥があれば直していくといふふうなことでやりたいと思つております。

○芳賀委員 それは端的にいうと、従来と同様の方法でこうするということになるのですか。これは大体三年間の時限でしょ、この割り当て制といふものは。そういうやないのですか。

○佐々木政府委員 この法律は「当分の間」と書いてございます。したがいまして三年といふふうな明確な年限というものを見定めておりません。

○芳賀委員 それは「当分」というのはどういうことですか。この法律がもし改正されれば、改正された姿でずっと将来これは運営されいくわけですね。法律の中に「当分」ということばがある限りは、それは現存しておるということになるのですか。法律の中から「当分」なる字句が削除されるとか改正されない限り、これは十年たつたつ

てその法律の中には「当分」という字句は規定されておるわけでしょう。その時間においてもなお「当分」ということになれば、まだ「当分」というのは生きておるということになるわけですね、厳密な解釈からいえば。
○佐々木政府委員 法律の廃止とか改正を行ないません限り続くことになるつけでござります。

いところも残ると思います。しかしながら、非常に技術的なことになるのをございますが、国際通貨基金の関係で八条国移行という問題を要請されたりまして、為替の自由化をやらないわけにはならぬことになるわけでございまが、関税割り当ては為替の割り当てでございませんので、その点から申しません。

政治的な判断で簡単にやるべきでないけれども、その体制が整わない限りはなれども、いろいろなことですね。

○佐々木政府委員 非常にお答えしないのでござりますけれども、われわれが单独に案をつくり上げておるわけではありませんんでして、いま申し上げましたような内容の御指示を受けて、

は更新するということにしてあるですね。長くてもせいぜい三年ですね。今度の場合だけは自分の間とうたつてあるわけです。だから私は、まあそのうちの長い三年程度かと思つて局長にただしたわけですが、いや三年どころではないのだ、当分だからまだ先があるというような答弁です。したがつて

○若賀委員 そうすると、これは大蔵大臣が来てから尋ねますが、現在の政
府の考えは砂糖の輸入は自由化に移行
させる、そういう考え方の上に立ってお
るわけですね。そうこれは簡単に行く

すと I.M.E.の要請する自由化は実現されたことになるということが一つあります。あわせて国内の問題といいましては、第二次税率で、合理化ました企業は、輸入して採算が成り立つて得るという余裕が出てべきもの

○芳賀委員 大蔵大臣がお見えになつたのでお尋ねしますが、砂糖自由化の問題です。

将来の見通しからいつても、内外に非常に影響のある問題ですが、関税暫

おして吉野源流別指置法の審議も済んでおりますし、将来においては国内で甘味の自給度を高めるところも相当意欲的な施策が当然講ぜられる必要があると思うのです。そりなると、国内における甘味資源の生産体制

そうなると、この暫定措置法の改正によって砂糖の関税割り当て制が採用されしていく限り、自由化の実施ということはまだ実現に至らないということに当然なるわけですね。そうなると、池田内閣がかりにもう一期やるとして

フ・クオータ制をここで採用することにして、その次の时限で自由化に移行させるということだと思いますが、この割り当て制の制度というものは足踏み状態ですと続くことになれば、何も現在の外貨割り当て制といふものを急いで改正する必要はない、と、

考えております。それは非常に多く入ってくるというわけではありますけれども、そしてまた、非常に有利ではありますけれども、とにかく自由ではありませんけれども、とにかく自由であります。法律が当分の間と書いてあります。法律が当分の間と書いてありますことによつて、

定措置法の改正を通じて自由化をいつ
ごろ実施したいといふお考えに立つて
おられるか。その点はどうですか。

○田中国務大臣　国内甘味資源対策と
の兼ね合いからできるだけ早くと考え
ておるだけでございまして、先ほどから
御発言がござりますように、国内甘
味資源の開拓につづきます。

に対する國の強力な施策あるいは保護対策といふものが当然必要になつてくるわけですからして、それらの体制が安心できる段階にいかない限り、簡単に思いつきで自由化に踏み切るといふことはできないと思うのです。そういう点については大臣としてはどういう判断に立つておられるか。

も、その時限でも自由化はできないということになると思うのです。そうなるれば、いまの段階で軽々に砂糖は自由化しますというようなことは慎むべきであるし、そういう放言はこの際整理して取り消すなら取り消すといいうような片づけ方をされておいてはどうです。

うことになるんですか。F.A制からタフリフ・クオータ制に移行しても、中身が変わらぬということであれば、しかも当分ということで、さらに法律が改正されない限りずっと続くということ

でも統くといふお話を申し上げましたけれども、これは法律の形の上の問題でございまして、この法律が関税制により當てを存続せしめております間に甘味資源のほうの十分な発展といいます

○芳賀委員 結局、自由化が簡単にはかねということは、無理があるといふことは申し上げられない段階であります。

○田中國務大臣 政府は、御承知のとおり自由化にできるだけ早く移行したといふ基本的な考え方を持っておるわけでございますが、あなたがいま言われたとおり、国内甘味資源と対応する

○田中國務大臣 取り消すことはよくないであります。自由化の方針は依然として方針でこれを採用いたしておるわけでござります。

になれば、割り当ての内容といふものにはいさぎがも変更されない、中身が変わらないのであれば、別に大急ぎで各方面に不安を巻き起こしてこの自由化の機会を強める必要はないということになると思いますが、この点は大蔵農林当局としては、事務当局の立場からどういう判断に立っておられますか。

か、育成が行なわれる、国内の精糖業界のかなり乱立した状況も逐次整理されまして、完全自由化に踏み切り得る措置を当分の間に順次進めてまいります。そして、準備整つたところで完全な自由化に踏み切るべきではないかと、うが事務当局の考え方ござります。

ことじゃないんですか。これは池田総理は非常に熱心ですが、そろ総理の考え方だけでは簡単に踏み切れぬわけです。踏み切れないということは、やはりどこかに大きな無理が伏在している。ということに当然なると思います。いよいよ國税局長から、IMFの場合あるいはガットの場合等から論及して、世界

期的見通しにつきまして、国内産糖でどの程度まかなくかというような見通しも立てなければなりませんし、そういう問題がありますので、いま、いつ完全自由化に移行できるかというようなはつきりしためとは申し上げられない段階でござります。

○佐々木政府委員 まあ実体的にも、
変わりがないとすれば、F.A.I制のままで
もいいではないかといふ御議論と承り
ました。かなり御議論のような面が強

りますと、事務当局としては、砂糖の自由化は一朝一夕にして行なうべきでない、そういう判断の上に立っておられるわけですね。自由化を主張していく

の大勢といふものが自由化に移行していくといふような説もありましたが、問題を砂糖に限定した場合は、世界各国においては、砂糖の輸入自由化を完

○芳賀委員 今回提案になつた暫定措置の改正法律ですが、暫定措置法はたいていその適用期限を一ヵ年間とということに限定して、さらに必要な場合には

検討する必要があるわけであります。当分の間と規定いたしましたのは、御承知のとおり法律では一年間ずつで、その時点において延長しておるわ

けでございますから、一年ないし二年
という限界を明らかに規定するほうが
いいかと政府も当初考へたのでござい
ますが、先ほどから申し上げております
ように、長期見通し、それから国内
産糖でどの程度のまかないをするの
か、国内産糖の保護育成という、いわ
ゆる甘味資源の法律も出ておるのでござ
いますし、またその上に課題の合理
化、整理統合といふような問題にも幾
ばくかの時間は当然かかるわけであり
ますので、そういう意味で当分といふ
ことを申し上げたわけであります。し
かし当分といふものは五年、八年、十
年といふような考え方で認定をするよ
りも、お互いの前提条件となるべきも
のが具備せられてなければ、そこで世界
の大勢としてまた趨勢として、自由化
の方向に移行していくということを意味
しておるのであります。

分については、平常必要とする数量以外の分については、たとえば政府案の中では、自由に入れてもかまわぬということになつておるが、こういう從業者と内容が変わらない運営でいくとすれば、タリフ・クオータに移行しても内容においてはいささかの変わりばえもないということになる。そこには企業の正しい競争の余地も合理化の余地もあまり生じてこないじゃないですか。大企業の寡占だけが従来の実績とか既得の権利だけを主張して行動するということになれば、これはせつからタリフ・クオータ制に制度を移行させて、大きな成果はあがり得ないといふふうにわれわれは判断するわけですが、大蔵大臣としてはこれを一体どう考えておりますか。

題として、いままでした実業中心で、當てを行なうと答弁されたかも ゆる世論もござり、努力をしなけれ し、しかも企業に對して一歩一歩努力的 方向で、より新しい角度の運用をはかるば、そのよくな れることはもち りますから、現 省はどうお答えを ながるか。いすれに 前り立てて現在を どうよしなら考 ではないわけで 〇芳賀委員 農省に立つておる えに立つておる したから、私は あります。

まで長くやつてまいり
主義といふことで割り
いうことを農林省から
わからませんが、いわ
いますし、完全自由化
歩近づいていくといふ
ばならぬのであります
の合理化とか統合とか
を打ち出すためには、
から関税割り当て制度
べしということになれ
新しい制度が採用せら
るんであります。であ
在の段階において農林
いたしたかわかりませ
しても、いわゆる実績
の状態そのままである
え方に立つておるわけ
あります。

の時間が迫っています
尋ねしますが、今回の
た、たとえば消費税に
引き下げ、この程度の
税の引き下げをして、
糖価格の引き下げに対
があるかどうかといふ
とがありますか。社会
実現すれば二十一円ま
の时限においてはむし
全廃すべきである、消
ちに国民消費の面にお
を出して審議中であります
が安くなるわけ
ずか四五円くらい消費税

を引き下げました。ムードをある程度が、消費者の手元うものは引き下げいと思う。どうしやり方を考えたのでも十円程度下げば、一方において、ということであれ政府の態度も認スズメの涙ほどのますなんということではないじゃないですか。しかも田中大いう改正案を出しに遺憾千万でござるが、世界の主に対して税負担一對て、あるいは国内た輸入に依存して税を通じて税負担すが、わが国は世界の税金が世界一高あまり自慢できなは世界一低いのであるのですか。世とは大蔵大臣として費税あるいは關稅あるか、さらに大蔵の生産の事情と生産事情はどうなは主要國において糖の消費量といふなつておるのか、なつておかなけば改正なんかという

政府を代表した答弁
できないと思うので、
した諸点について、
のあるところをひと
いと思います。
その道の専門家であ
れで強調をしておりませ
ても相当勉強いたし
しました結果このよ
うなわけございま
んはいまそういうふ
くおられますが、実
際思っていますので、別
に思はないようだ。こ
とおったわけであり
たのも初めは御承知
引き下げといふこと
であります。ここ
はあなたが述べて
いる、現在ある国内産
米糖だけのこういう
い状態ではだめなん
う意味でもって、何年
ともつてまかなわな
こういうことを考
うような前提を置いて
のがだんだんと進行
度といふものは守ら
こりますように、
いま引き下げるよ
うなものは少し荒つ
るの方が過程におい
あります。これは十

円も引き下げてしまうということになると、四十円五十銭が三十一円五十銭まで一体下げられるのか、それには現在の数字だけではなく、新しい要請に基づく国産糖価というものに対してもっと掘り下げてみないと、あまり大きな下げ方はできないという問題が一つございます。

もう一つは消費税の問題でございまが、これは確かに関税、消費税とも世界でもって相当高いという状態であることは、もろあなたが申し述べられたとおりでございます。ござりますが、高いから下げるということで、それでは消費税を十円も下げられるのか、いますぐ下げられるのかというと、ここにも障害があるのであります。御承知の黒糖とかそれから再製糖、再製糖に対しましては、御承知のとおり再製糖業者を守るために十四円の差を持つておるわけであります。そういう意味で十四円、再製糖業者が原糖に対しては、輸入糖に対しましては税金を払わないで、再製糖という面から七円の税を払つておるわけでありますので、これは一等に十円も下げてしまふとその十四円の差額といふものが確保できない、ぶつぶしてもいいのか、こういうような議論も生まれるわけであります。でありますから、将来、未だ未だに黒糖や再製糖というものを守るために十円というものを絶対に置かなければいかぬといふような固定した考え方であるわけでございませんが、黒糖業はどうするのか再製糖業はどうするのかという点もやはり育成強化の道を考えて、そうしてやはりこの大きな仕事を取り組んでいくということになると、結局合理的な面は消費税五

円、関税五円、こういうことで、衆知を集めまして、これは私たちだけではやつたわけではないのです。これは、御承知のとおり政党内閣でありますから、私たちの党も衆知を集めまして、現在前向きで考えますと、結局われわれが、関税五円と言いましたが、現在の段階においては、甘味資源五円の将来の問題も十分検討しながら、また合理化するものは合理化しながら、前向きで対処していくためには、関税五円、消費税五円ということをまずワランラウンドにして、前進態勢をとるべきである、こういう非常に誠意を持つて会期末でございますが、御審議を願つておるわけでござりますので、その間の事情はひとつ十分御理解賜わりたい、このように考えるわけであります。

うのであればまだ大蔵大臣らしい答弁として認められるのですが、そういうふうに小手先答弁というのは、あなたは慎まされたほうがいいと思うのです。われわれは消費税法廃止法案を出しておるから、そういう末梢の議論をする考えはないわけですが、ただ政府あるいは与党の一部にも、五円消費税を下げる場合に、まだ十五円消費税が国民負担となる一定部分を目的として——目的税といふわけではありませんけれども、その内の砂糖類の自給度の向上等、国の政策を進める場合には、この十五円のあつたことになるわけです。将来の国内の砂糖類の自給度の向上等、国の政策を進める場合には、この十五円のあつたことになるわけです。将来の国内の甘味資源の生産体制強化のために、一つの目的を付与して用らるべきである。そういう説も政府あるいは与党内部で議論されておるということを聞いておりますが、そういう何かの考え方方が一部にあって、この際五円の小船引き下げにとどめたということかどうか。これは老婆心ながら聞いておきたいと思う。

砂糖の価格を下げなければならぬとして、会期末になつてこういうことをお願いしなければならないという特殊な事情がありますので、その特別な事情は、一万五、六千トンの生産をしているものではしようがない、こううふうに踏み切るわけにはちょっとできないのでありますて、これはやはりきめこまかく政治が配慮しておるということだけは、ひとつまじめに御理解賜わりたいと思います。

もう一つは、これはどういうことかといふと、ほかのものもたくさんあります。御承知の砂糖消費税と他の品とのバランスの問題、これは当然三十年に考へらるべき問題ですが、このうるものもありますので、これが非常にアンバランスになるということになると、確かにその結果は税収に影響りますと、確かにその結果は税収に影響くるということをござります。まあいろいろなこともあります。とにかく現在の段階、会期末ぎりぎりまで皆さんに御苦労をいただいて審議をわざわざするということは、政府もこの国際糖価の暴騰によりまして、国内消費価格が非常に高くなっていると了解し、いまの段階においてお互いが国内の甘味資源の問題に対して瞭解しなければいかぬということで、お互いが不満足ながら常識的に理解できるという態勢で、関税、消費税とも五円近くをしながら、一つづつ片づけていかれから砂糖の問題に対しても政府自体局の教えたとおりしゃべつた、こううような考え方ではございません。前向きであつてこれが第一段であり、

参

なければならぬという考えに立つて提案を申し上げておるということを御理解賜わりたいと思います。

○芳賀委員 自給度向上の財源確保の問題について……。

○田中國務大臣 それは国産糖でござりますか。國産糖の問題につきましては先ほどから申し上げておりますように、甘味資源特別措置法も出ておるのをご存じますので、これが決定をせらるるわけでありますので、これらとともに広範な立場で、慎重にかつ勇気を持って前向きにやつてまいりたい、このようになって散会いたします。

○毛利委員長代理 次公は明二十八年午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十一分散会

〔参考〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出第一四二号）に関する報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出第一八〇号）に関する報告書

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案（内閣提出第一八一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕